

資料No.2

第3回鶴岡市地域コミュニティ
活性化推進委員会

市の地域コミュニティ施策(案)検討経過シート

計画の柱※				現行計画	作業経過等	第2期計画(案)	関係課
I	II	III	IV	市のコミュニティ施策 主な施策		市のコミュニティ施策 主な施策	
		●	●	①住民主体による地域課題解決に向けた取組	施策①→施策①	①住民主体による地域課題解決を多面的に支援	
				①-3 ○住民自治組織総合交付金や広域コミュニティ組織運営・地域づくり交付金、住民自治組織ステップアップ事業補助金の交付を通じて、地域の状況に応じた特色ある取組を支援します。	・事業の変更(住民自治組織ステップアップ事業→市民まちづくり活動促進事業へ) ・事業の追加(アドバイザー職員制度、ワークショップ開催支援) ・2つの項目に分割	①-1 ○住民自治組織総合交付金や広域コミュニティ組織運営・地域づくり交付金を交付し、地域が主体的に行う生涯学習や福祉、防災、生活環境整備等の総合的な地域活動の他、地域の特色を活かした地域づくりや地域課題の解決に向けた取組等を支援します。 ①-4 ○地域まちづくり未来事業や市民まちづくり活動促進事業、アドバイザー職員制度、ワークショップ開催支援等を通して、地域の自発性と自主性を尊重し、活動を支援します。	コミ推 各庁舎総企 地域振興課 コミ推 各庁舎総企
				①-5 ○地域の実態を踏まえ、今後の地域のあるべき姿を多くの地域住民の中で共有し、将来を見据えた持続可能な地域コミュニティの構築を目指し、地域住民が主体となって取り組む内容を定めた「地域ビジョン」の策定に向けて支援します。	後半追加(人材育成)	①-2 ○地域ビジョンの策定を通して、多くの地域住民が関わりながら地域の課題や価値、目指すべき姿、方向性を共有するプロセスを経ることで、我が事としての地域づくりが進められるように支援します。併せて人材育成が図られるように支援します。	コミ推 各庁舎総企
				①-1 ○地域で行う住民ワークショップや住民アンケート等の取組を支援し、多くの地域住民が地域の現状や課題に気づき共有する場づくりを推進します。		①-3 ○地域が行うワークショップやアンケート等の取組を支援し、多くの地域住民が地域の現状や課題に気づき、共有する場づくりを推進します。	コミ推 各庁舎総企
				①-4 ○地域課題の解決や地域づくりに向けて、地域資源を活かしながら、地域で自立的に行うコミュニティビジネスの取組について、先進事例等の情報提供や住民自治組織ステップアップ事業補助金の交付により支援します。	後半追加(コミュニティビジネスの定着)	①-5 ○地域資源を活かしたコミュニティビジネスの取組について、先進事例や各種補助金等の情報提供により支援するとともに、その地域定着・発展を支えます。	コミ推 各庁舎総企
				①-2 ○事例集の作成事例発表等の研修会を開催し、優れた取組の共有や学び合う場をつくります。		①-6 ○住民自治組織の課題をタイムリーに把握し、事例集作成や事例発表研修会の開催など優れた取組の共有や学び合う場をつくります。	コミ推 各庁舎総企
					新規追加(SNSの活用)	①-7 ○住民自治組織における活動状況等の発信や日頃の地域活動に、ホームページやSNS等の積極的な活用を促進し、新しい生活様式の導入につながるよう取組を支援します。	コミ推 各庁舎総企
					新規追加(全世代・全員活躍型のコミュニティ)	①-8 ○全世代・全員活躍型のコミュニティを目指し、趣味や特技も地域で活用できる資源ととらえ、上手くつなげることにより、課題解決や地域の魅力づくりに結びつけることができるよう支援します。	コミ推 各庁舎総企
●				⑤持続可能な住民自治組織体制づくり	施策⑤は、施策①⑧へ分割		
				⑤-1 ○単位自治組織と広域コミュニティ組織との役割分担や、役員の負担軽減等に向けた組織体制や事業運営の見直し等をテーマに、事例発表や研修会等を開催します。	施策①-2へ集約		

計画の柱※				現行計画	作業経過等	第2期計画(案)	関係課
I	II	III	IV	市のコミュニティ施策 主な施策		市のコミュニティ施策 主な施策	
●				③住民自治組織の強化に向けた新たな担い手の確保	施策③+施策④⇒施策②	②コミュニティ意識の醸成と担い手の育成促進	
				③-1 ○ライフステージに合わせた事業や世代を越えて参加・交流できる事業の実践、並びに地域内の多様な団体との連携を推進します。		②-1 ○各住民自治組織において、子どもから高齢者まで参加できる交流型事業を実施したり、子ども会や中高生、大学生、若い世代等が企画運営する事業を展開したりするなど、一過性に終わらない関わり方を推進します。	コミ推 各庁舎総企
				③-2 ○地域の中核となる住民自治組織代表者等へのリーダー研修会等を開催します。		②-2 ○住民活動の担い手を対象に、人々が集う場をつくり出す企画力、住民の想いを引き出すファシリテーション力、その想いを実現するコーディネーション力が必要であり、そういったスキルを向上できるような研修会等を開催します。	コミ推 各庁舎総企
				③-3 ○就労者の地域コミュニティ活動への参加に向けて、事業主等への理解促進に努めます。		②-3 ○得意分野を活かした役割分担など、子育て中の方や現役世代など誰でも参加しやすい地域活動を推進し、活躍の場の拡大を図ります。	商工課 コミ推 各庁舎総企
				③-4 ○転入者に対して、市民課等窓口での住民票異動手続きの際に、住民自治組織への加入の呼びかけを行う等、関係団体との連携による会員確保に向けた取組を推進します。		②-8 ○転入者等に対して住民自治組織への加入の呼びかけを行う等、会員確保に向けた取組を推進します。	市民課 コミ推 各庁舎総企
				③-5 ○移住定住の促進に向け、リーフレットやガイドブック等で情報提供を行うとともに、ふるさと会等と連携したPR活動を展開します。	削除(②-8に集約。個別に対応しているため)		
				③-6 ○各地域、各団体との連携のもと、情報提供、補助金の交付、ボランティアによる世話焼き活動等を通じて、結婚を後押しする環境の醸成に努めます。		②-7 ○婚活における地域組織との連携や、ボランティア仲間「つるおか婚シェルジュ」の活動等を通じ、地域社会全体で結婚を後押しする環境の醸成に努めます。	地域振興課
●			●	④次代へつなぐコミュニティ意識の醸成	施策③+施策④⇒施策②		
				④-1 ○様々な地域活動において、一人ひとりが地域の一員としての意識を持ち、地域の魅力や地域コミュニティの大切さを次代に伝える世代間交流事業や青少年を対象とする事業を支援します。		②-4 ○様々な地域活動において、世代間交流や青少年対象の事業を実施するなどしてつながりを創出し、地域の魅力や地域コミュニティの大切さを次代に伝える取組を支援します。	コミ推 各庁舎総企
				④-2 ○学校と地域が連携し、子どもの郷土愛の醸成に向けた、地域固有の文化、郷土芸能、風習、産業等について、学び、体験する活動を実施します。		②-5 ○学校と地域が連携・協働し、子どもの郷土愛の醸成に向け、地域の自然や歴史、文化、伝統、産業等を学び、体験し、理解を深める活動を支援します。	学校教育課 社会教育課 コミ推 各庁舎総企
				④-3 ○若者や女性、退職者等の活躍の場の拡大を推進するとともに、次代を担うリーダー育成を目的とした研修会等を開催します。	施策②-2、3に集約		
					新規追加(コミュニティスクール、地域学校協働活動)	②-6 ○幅広い地域住民の参画によるコミュニティスクールの導入及び地域学校協働本部の立ち上げを支援し、地域と学校が連携・協働して子どもたちの学びや成長を支えることにより、子どもたちの規範意識や社会性の向上を推進するとともに、地域の教育力向上と活性化を図ります。	学校教育課 社会教育課 コミ推 各庁舎総企

計画の柱※				現行計画	作業経過等	第2期計画(案)	関係課
I	II	III	IV	市のコミュニティ施策 主な施策		市のコミュニティ施策 主な施策	
●	●	●		②広域コミュニティ機能の強化	施策②→施策③ 新規追加(地域運営組織)	③広域コミュニティ機能の強化	
					新規追加(貸館業務の省力化)	③-1 ○地域課題の解決を目指す地域運営組織の形成促進に向け、先進事例等の情報提供等により支援します。	コミ推 各庁舎総企
						③-2 ○コミセンの貸館業務の省力化を図るなど職員の負担を軽減し、地域づくり活動等へ注力できる体制を整えます。	コミ推
				②-6 ○広域コミュニティ組織と単位自治組織が地域内連携を図り、役割分担のもと、住民理解を深めながら地域課題の解決等に取り組めるように、必要な支援を行います。		③-3 ○広域コミュニティ組織と単位自治組織が地域内連携を図り、住民理解を深めながら機能補完や役割分担の検討を行えるように、事例紹介や研修会の開催など必要な支援を行います。	コミ推 各庁舎総企
				②-2 ○国、県等の各種支援事業の情報収集や提供を行うとともに、広域コミュニティ組織間のさらなる連携・協力を推進し、地域に役立つ情報を広く共有できるよう支援します。	2つの項目を統合	③-4 ○国県等の各種支援事業情報を収集し、提供するとともに、広域コミュニティ組織間や地域の高等教育研究機関、ボランティア団体等との更なる連携・協力を推進して、組織力強化を図ります。	コミ推 各庁舎総企
				②-3 ○広域コミュニティ組織や地域の高等教育研究機関、ボランティア団体等との新たな連携を推進し、地域コミュニティの担い手づくりを支援します。			
				②-5 ○福祉、防災、地域づくり活動等の地域の総合的な拠点施設となるコミュニティセンター等について、地域住民の積極的な活動の場となるように必要な整備を行います。		③-5 ○福祉、防災、地域づくり活動等の地域の総合的な拠点施設となるコミュニティセンター等について、地域住民の積極的な活動の場となるように必要な整備を行います。	コミ推 各庁舎総企
				②-4 ○楡引、温海地域においては、地域の状況や地域コミュニティの背景を踏まえ、今後も持続可能な地域づくりに向けた、広域コミュニティ組織等のあり方を検討します。		③-6 ○楡引、温海地域においては、単位組織間の情報共有や連携体制を整え、広域コミュニティ組織の活動意義を共有する場を提供します。	楡引・温海庁 舎総企
				②-1 ○交流、学習の場として、また、様々な団体との連携を図り、情報発信等を行う地域活動の拠点になるよう、広域コミュニティ組織運営・地域づくり交付金等の交付により、必要な組織・運営体制の整備や地域の状況に応じた事業への支援を行います。	施策①-3に集約		
●				⑥小規模な単位自治組織の維持、負担軽減	施策⑥→施策④	④小規模な単位自治組織への支援	
				⑥-1 ○世帯数に配慮した住民自治組織総合交付金や公民館類似施設整備等補助金を交付し、小規模な単位自治組織の運営を支援します。		④-1 ○世帯数に配慮した住民自治組織総合交付金や公民館類似施設整備費補助金を交付し、小規模な単位自治組織の運営を支援します。	コミ推 各庁舎総企
				⑥-2 ○単位自治組織が体制や事業のあり方を検討するにあたり、広域コミュニティ組織との連携及び役割分担に係る事例の紹介や、住民ワークショップ等の話し合いの場づくりに向け支援します。	2つの項目を統合	④-2 単位自治組織が組織体制や事業のあり方を検討するにあたり、住民理解を深める話し合いの場づくりや事例紹介、相談対応などの支援を行います。このほか、必要に応じて、近隣の単位自治組織との連携・統合等に関する事例紹介や、広域コミュニティ組織との機能補完や役割分担の事例紹介等も行います。	コミ推 各庁舎総企
				⑥-3 ○近隣の単位自治組織との連携や統合等に係る相談への対応のほか、研修会等を通じて情報提供を行います。			

計画の柱※				現行計画	作業経過等	第2期計画(案)	関係課
I	II	III	IV	市のコミュニティ施策 主な施策		市のコミュニティ施策 主な施策	
	●			⑦安全・安心な暮らしの確保に向けた地域体制づくり	施策⑦→施策⑤ 新規追加(生活支援コーディネーター)	⑤安全・安心な暮らしの確保に向けた地域体制づくり	
				⑦-2 ○住民自治組織が、社会福祉協議会をはじめとする関係団体、民生委員・児童委員等との連携を密にし、地域での見守り活動や支え合い活動の取組が図られるよう支援します。		⑤-2 ○住民自治組織が、社会福祉協議会をはじめとする関係団体、民生委員・児童委員等との連携を密にし、地域での見守り活動や支え合い活動の取組が図られるよう支援します。	地域包括ケア推進室 福祉課 長寿介護課
				⑦-1 ○高齢者や障害者等が地域で安心して暮らせるように、住民自治組織等の多様な実施主体による生活ニーズに応じたサービスを提供できる体制整備を支援します。		⑤-3 ○高齢者や障害者等が地域で安心して暮らせるように、住民自治組織等の多様な実施主体による生活ニーズに応じたサービスを提供できる体制整備を支援します。	地域包括ケア推進室 福祉課 長寿介護課
				⑦-3 ○放課後における子どもの安全で安心な活動拠点の確保と、地域住民との交流推進に向けて、放課後子ども教室等の開設や運営に支援します。		⑤-4 ○学童期のすべての児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう、地域住民の参画のもと、多様な体験や活動等を行う居場所づくりや見守り活動など、総合的な放課後対策を図ります。	社会教育課 子育て推進課
				⑦-4 ○子どもを犯罪や事故から守るため、保護者や地域団体との連携・協力のもと、登下校時の見守り活動等の取組を推進します。		⑤-5 ○子どもを犯罪や事故から守るため、保護者や地域団体との連携・協力のもと、登下校時の見守り活動等の取組を推進します。	学校教育課
				⑦-6 ○避難行動要支援者情報に基づく避難者支援について、各自主防災組織の主体的な避難方法の検討を支援し、逃げ遅れゼロを目指します。	2つの項目を統合 (個人情報の取扱は各住民自治組織で十分に理解し、注意を払って収集・管理を行っているため、研修会等の開催は不要)	⑤-6 ○地域防災計画や避難行動要支援者支援計画に基づき、要支援者一人ひとりの個別支援計画の整備を推進し、町内会や自治会、自主防災組織をはじめ、地域の住民同士で助け合い、支え合う体制づくりを推進します。	防災安全課、地域包括ケア推進室
				⑦-7 ○災害時、緊急時に備えた住民自治組織で取り組む名簿等の作成に向けて、個人情報の取得と取り扱いにかかる研修会等を開催します。			
				⑦-5 ○住民自治組織や自主防災組織との連携により、各地区の地理条件等に沿った災害想定による地区防災計画の整備を支援し、住民主体によるハザードマップの整備や防災訓練の実施により地域の絆づくりを促します。		⑤-7 ○講習会等による地域防災リーダーの育成や住民主体による「地区防災計画」「マイタイムライン」の策定や防災訓練(研修)などへの支援を行い、災害時の地域コミュニティにおける共助の体制づくりを推進します。	防災安全課
					新規追加(防犯)	⑤-8 ○住民の防犯や交通安全に対する意識の高揚を図るため、鶴岡警察署をはじめとする関係機関・団体と連携し、「防犯パトロール」や「交通安全早朝立哨」などの取組を推進します。	防災安全課
					新規追加(空き家・空き地)	⑤-9 ○空き家等対策計画に基づき、空き家、空き地の所有者に適正管理を促し、空き家発生抑制と危険空き家への対応を推進します。また、空き家実態調査を実施し、所有者から同意が得られた調査情報は単位自治組織提供などの連携を図り、良好な住環境整備や、地域の特性を勘案し活性化につながる空き家などの活用を推進します。	環境課 都市計画課
					新規追加(地域公共交通)	⑤-10 ○日常の移動手段として重要な役割を担う路線バスなどの公共交通について、地域の実情に応じた最適な交通手段の導入を共に検討し、導入して完了ではなく、その後も『乗って育てる公共交通』を目指し、関係者が一体となって利用促進、利便性の向上につながる取組を進めます。	地域振興課

計画の柱※				現行計画	作業経過等	第2期計画(案)	関係課
I	II	III	IV	市のコミュニティ施策 主な施策		市のコミュニティ施策 主な施策	
●		●	●	⑨地域づくりにつながる生涯学習活動	施策⑨→施策⑥	⑥生涯学習活動を通じた地域づくりの推進	
				⑨-1 ○生涯学習推進員を配置し、住民自治組織等との連携を図りながら、地域の多様な住民ニーズの把握や情報収集を行い、広域コミュニティ組織等事務局の負担軽減と、地域の状況に合わせた効果的な事業開催に向けて支援します。		⑥-1 ○広域コミュニティ組織等に生涯学習推進員を配置し、広域コミュニティ組織の職員等と連携を図りながら生涯学習事業を企画・実践するとともに、市民の多様な学習・交流活動を支援し、よりよい地域づくりを推進します。	コミ推 各庁舎総企
				⑨-2 ○住民自治組織総合交付金等の交付により、最も身近なコミュニティ活動の拠りどころとなる自治公民館の維持・管理や単位自治組織ごとの状況に応じた特色ある活動を支援します。		⑥-2 ○住民自治組織総合交付金等の交付により、最も身近なコミュニティ活動の拠りどころとなる自治公民館の維持・管理や単位自治組織ごとの状況に応じた特色ある活動を支援します。	コミ推 各庁舎総企
				⑨-3 ○住民ニーズに対応した事業や誰もが参加しやすい事業等、地域づくり事業の企画・実践に向け、事例集を作成するとともに、生涯学習推進員をはじめとする生涯学習関係者の研修会等を通じて情報を提供します。		⑥-3 ○住民ニーズに対応した事業や誰もが参加しやすい事業等、地域づくり事業の企画・実践に向け、事例集を作成するとともに、生涯学習推進員をはじめとする生涯学習関係者の研修会等を通じて情報を提供します。	コミ推 各庁舎総企
		●		⑧住民自治組織と行政の連携の強化	施策⑧→施策⑦	⑦住民自治組織と行政の連携強化	
				⑧-1 ○地域と行政とのパイプ役を担う地区担当職員やコミュニティ支援員を配置し、地域とともに現状や課題の把握に努め、それぞれの地域コミュニティが持つ固有の背景や課題に合わせ、行政が持つ情報やノウハウを活かしながら、地域住民の主体的な地域づくりを支援します。	・事業の変更(地区担当職員→アドバイザー職員) ・事業の追加(集落支援員)	⑦-1 ○アドバイザー職員やコミュニティ支援員、集落支援員を配置して、地域課題の解決や地域ビジョンの策定など地域住民の主体的な地域づくりを支援します。	地域振興課 コミ推 各庁舎総企
				⑧-2 ○事業の実施等において、地域の状況に即した内容になるよう、また地域にとって過度な負担とならないよう、各地域の住民自治組織等の声を反映しながら、施策の推進にあたります。		⑦-5 ○市の地域コミュニティ施策の推進にあたっては、住民自治組織等の声を反映した実情に即した内容になるよう、また地域にとって過度な負担とならないように取組を進めます。	コミ推 各庁舎総企
●				⑤持続可能な住民自治組織体制づくり	施策⑤は、施策①⑧へ分割		
				⑤-2 ○住民自治組織に対する行政からの依頼事項の洗い出しや、見直しの検討を行います。	施策⑧へ	⑦-4 ○住民自治組織にかかる負担軽減を図るため、行政からの依頼事項の洗い出しを行うとともに、各種団体負担金の軽減や会議開催の見直し、手続きの簡素化など、新しい生活様式の導入の観点を含めた検討を行います。	コミ推 各庁舎総企
					新規追加(進行管理)	⑦-2 ○住民自治組織が本計画の取組を推進するため、単年度ごとに取組事項を確認し、点検、評価等できる仕組を整え、進行管理を行います。	コミ推
					新規追加(コミセン使用料の適正化)	⑦-3 ○コミュニティセンターの使用料について、「地域住民が健康で文化的な住みよい近隣社会をつくることを目的とするコミュニティ活動」に該当しない目的外使用について、受益者負担の適正化や公正の確保の観点から、免除内容や減免率の引下等の検討を行います。	コミ推